

令和7年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和8年（2026年）8月

尼崎市監査委員

尼 崎 市 監 査 報 告 第 6 号
令和8年（2026年）8月24日

尼 崎 市 長
松 本 眞 様

尼崎市監査委員	村 上 卓 史
同	古 澤 裕 子
同	藤 野 勝 利
同	高 谷 浩 司

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	7
1	審査の対象	7
2	審査の期間	7
3	審査の着眼点と主な実施内容	8
第2	審査の結果及び意見	8
1	審査の結果	8
(1)	健全化判断比率	8
(2)	資金不足比率	8
2	健全化判断比率等の状況	9
(1)	実質赤字比率について	9
(2)	連結実質赤字比率について	9
(3)	実質公債費比率について	10
(4)	将来負担比率について	11
(5)	資金不足比率について	12
3	類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況	13
(1)	実質赤字比率	13
(2)	連結実質赤字比率	13
(3)	実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係	14
(4)	実質公債費比率	15
(5)	将来負担比率	15
(6)	算入公債費等を除いた財政規模に対する実質的な公債費負担額の類似都市比較	16
(7)	将来負担比率における純負担額の状況	16
(8)	実質公債費比率と将来負担比率の相関関係及び類似都市比較	17
4	総 括	18
(1)	今回の算定結果について	18
(2)	令和7年度の状況	18
(3)	まとめ	19

<参考資料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	22
(1) 健全化判断比率の算定式	22
(2) 資金不足比率の算定式	27
2 類似都市の財政指標等	30
(1) 財政指標等（令和 6 年度決算数値）	30
(2) 将来負担額等（令和 6 年度決算数値）	31
(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均との比較）	31
3 用語説明	32

凡 例

- 各表中・図中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 各表中・図中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
△	減又はマイナス
－	該当数値のないもの（該当数値が 0 のものを含む）
0.0	表中：比率で表示単位未満の数値があるもの 図中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が 0 のもの
0	表中：①増減・比率計算の結果、数値が 0 のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの 図中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が 0 のもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表・図ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 各表中・図中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 年度表記において元号を省略している場合があるが、「元年度から 7 年度」の元号は「令和」、それ以外は「平成」である。
- 類似都市とは、中核市 62 市（令和 4 年 4 月 1 日時点）のうち、関西圏の中核市で、人口が近く（本市との差が概ね 10 万人以内）、県庁所在地を除く都市から抽出した 7 市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

1 審査の対象

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

区分・会計名等				健全化判断比率等				
一般会計等 公営事業会計	一般会計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計						
	公営事業会計	国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計		資金不足比率				
		公営企業会計	法適用					水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計
			法非適用					地方卸売市場事業費会計(市場事業)
一部事務組合、広域連合		阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合						
地方公社第三セクター等		(社福) 阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)						

法非適用企業: 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

令和8年（2026年）7月7日から8月7日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等を照合した。

また、各種指標の年度推移を確認するとともに財政運営方針の財政規律・財政目標等に留意し、一般会計等及び公営事業会計の財政運営等が健全に行われているかの確認を行った。

なお、審査に当たっては尼崎市監査基準に準拠して実施しており、また関係職員に説明を求めたほか、決算審査等の結果も参考にした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	— (△ 2.15)	— (△ 2.56)	— (△ 1.74)	— (0.82)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 47.83)	— (△ 47.82)	— (△ 44.42)	— (3.40)	16.25	30.00
実質公債費比率	8.1	8.0	7.7	△ 0.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	2.8	— (△ 7.7)	— (△ 20.7)	— (△ 13.0)	350.0	

注1：実質赤字比率については、実質赤字額が無い場合「—」で表示される。

2：連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が無い場合「—」で表示される。

3：実質赤字比率及び連結実質赤字比率の（ ）内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率を示す。

4：将来負担比率については、マイナスとなる場合「—」で表示される。また、（ ）内の数値は、算出された比率を示す。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会 計 名	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	20.0
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	20.0
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	—	—	20.0
法非適用 企業	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	—	20.0

注：資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

令和7年度の一般会計等の実質収支額が19億70百万円の黒字であることから、実質赤字比率は「－」で表示される。

また、実質赤字比率を算定上の数値で示すと令和7年度は△1.74%で、前年度に比べ0.82ポイント上昇（悪化）している。

実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	増減率
歳入総額 (ア)	227,263	239,932	249,593	9,661	4.0
歳出総額 (イ)	224,202	236,476	246,857	10,381	4.4
歳入歳出差引額 (ア)－(イ)＝(ウ)	3,061	3,455	2,735	△ 720	△ 20.8
翌年度に繰り越すべき財源 (エ)	752	646	766	120	18.6
一般会計等実質収支額 (ウ)－(エ)＝A	2,309	2,809	1,970	△ 839	△ 29.9
標準財政規模 B	107,016	109,613	113,041	3,428	3.1
実質赤字比率 (算定上の比率 A／B×100)	－ (△ 2.15)	－ (△ 2.56)	－ (△ 1.74)	－ (0.82)	

注1：歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 連結実質赤字比率について

令和7年度の一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額が502億22百万円の黒字であることから、連結実質赤字比率は「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和7年度は△44.42%であり、前年度に比べ3.40ポイント上昇（悪化）している。

なお、連結実質収支額は一般会計等の実質収支額に国民健康保険事業費会計等の3つの特別会計の実質収支額と法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えたものである。

連結実質収支額 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	増減率
一般会計等	2,309	2,809	1,970	△ 839	△ 29.9
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	795	844	1,305	461	54.6
実質収支額 A	3,104	3,653	3,275	△ 378	△ 10.3
法適用公営企業会計	47,977	48,647	46,798	△ 1,849	△ 3.8
法非適用公営企業会計	110	127	149	22	17.3
資金剰余額 B	48,087	48,774	46,947	△ 1,827	△ 3.7
連結実質収支額 A＋B	51,191	52,427	50,222	△ 2,205	△ 4.2
標準財政規模 C	107,016	109,613	113,041	3,428	3.1
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A＋B)／C×100)	－ (△ 47.83)	－ (△ 47.82)	－ (△ 44.42)	－ (3.40)	

注：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和7年度の連結実質収支額は前年度に比べ22億5百万円（1.9%）減少（悪化）している。これは法適用公営企業会計の資金剰余額が18億49百万円減（モーターボート競走事業会計16億57百万円、工業用水道事業会計5億32百万円の減、水道事業会計4億52百万円の増等）、一般会計等の実質収支額が8億40百万円減となったことなどによる。

(3) 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は7.7%で、前年度(8.0%)から0.3ポイント低下(改善)している。これは令和7年度の単年度の実質公債費比率(7.4%)が4年度の単年度の比率(8.2%)を下回った(※実質公債費比率は実質公債費比率(単年度)の直近3か年の平均値で算定される)ためである。

なお、実質公債費比率は平成28年度(13.9%)をピークに9年連続で低下している。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
令和6年度 8.0%	令和7年度 7.7%	令和7年度	7.4%
		令和6年度	7.4%
		令和5年度	8.6%
		令和4年度	8.2%

注：実質公債費比率は、実質公債費比率(単年度)の直近3か年の平均値で算定する。

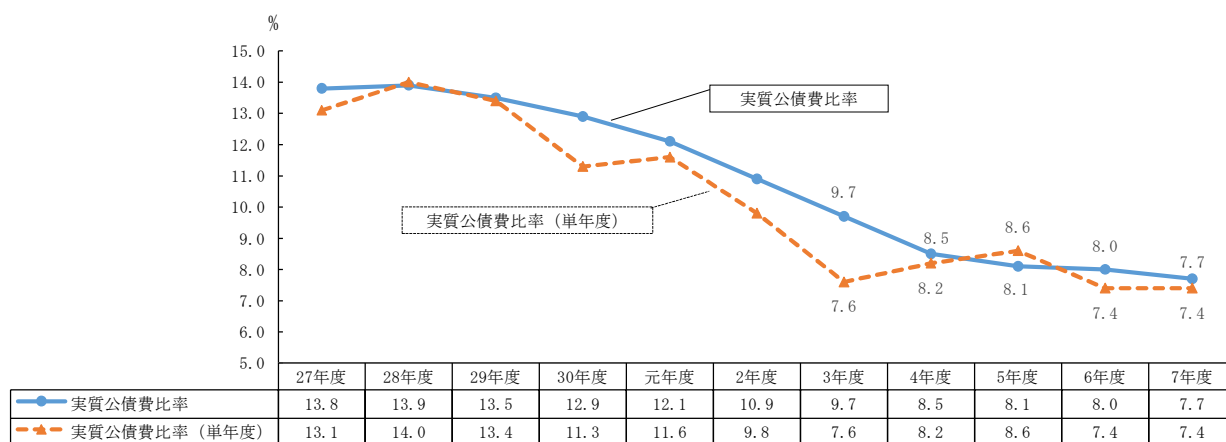
また、令和7年度の単年度の実質公債費比率は7.4%で、前年度と同等である。これは算定の分子である地方債の元利償還金が5億66百万円の減となったものの、特定財源が7億53百万円の減となったことに加え、算定の分母である標準財政規模が34億28百万円の増となったことなどによるものである。

実質公債費比率(単年度)

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	増減率
地方債の元利償還金 A	22,479	21,441	20,875	△ 566	△ 2.6
準元利償還金 B	2,400	2,205	2,065	△ 140	△ 6.3
特定財源 C	5,682	5,624	4,871	△ 753	△ 13.4
算入公債費等 D	10,911	10,707	10,531	△ 176	△ 1.6
標準財政規模 E	107,016	109,613	113,041	3,428	3.1
実質公債費比率(単年度) $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	8.6	7.4	7.4	0.0	

実質公債費比率及び実質公債費比率(単年度)の推移



標準財政規模 (単位：百万円・%)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	増減率
標準税収入額等	88,121	90,419	93,946	3,527	3.9
普通交付税	16,458	18,085	19,095	1,010	5.6
臨時財政対策債発行可能額	2,437	1,108	—	△1,108	皆減
合 計	107,016	109,613	113,041	3,428	3.1

(4) 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は△20.7%で、マイナスであることから、将来負担比率は「－」で表示される。

また、将来負担比率を算定上の数値で比較すると令和7年度は、前年度に比べ13.0ポイント低下（改善）している。

これは市債の定時償還が進んだことや早期償還を32億円実施したことなどにより、算定の分子である地方債の現在高が前年度比で150億35百万円減となったことに加え、算定の分母である標準財政規模が34億28百万円増となったことなどによるものである。

将来負担比率 (単位：百万円・%・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①	増減率
将来負担額 A	224,603	209,407	193,605	△ 15,802	△ 7.5
地方債の現在高	177,388	163,478	148,443	△ 15,035	△ 9.2
債務負担行為に基づく支出予定額	885	628	478	△ 150	△ 23.9
公営企業債等繰入見込額	26,875	25,966	24,720	△ 1,246	△ 4.8
組合負担等見込額	10	9	9	0	0.0
退職手当負担見込額	19,285	18,999	19,649	650	3.4
設立法人の負債額等負担見込額	160	327	306	△ 21	△ 6.4
充当可能財源等 B	221,833	217,081	214,836	△ 2,245	△ 1.0
充当可能基金	55,745	59,709	65,755	6,046	10.1
充当可能特定歳入	31,349	29,713	28,988	△ 725	△ 2.4
基準財政需要額算入見込額	134,739	127,659	120,093	△ 7,566	△ 5.9
標準財政規模 C	107,016	109,613	113,041	3,428	3.1
算入公債費等 D	10,911	10,707	10,531	△ 176	△ 1.6
分子（純負担額）A－B	2,770	△ 7,675	△ 21,231	△ 13,556	△ 176.6
分母 C－D	96,105	98,907	102,510	3,603	3.6
将来負担比率 (A－B) / (C－D) × 100	2.8	－ (△ 7.7)	－ (△ 20.7)	△ 13.0	

注1：地方債の現在高は一般会計、特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）の合計額

2：将来負担比率については、マイナスとなる場合「－」で表示される。また、() 内の数値は、算出された比率を示す。

<参考>早期償還額 (単位：百万円)

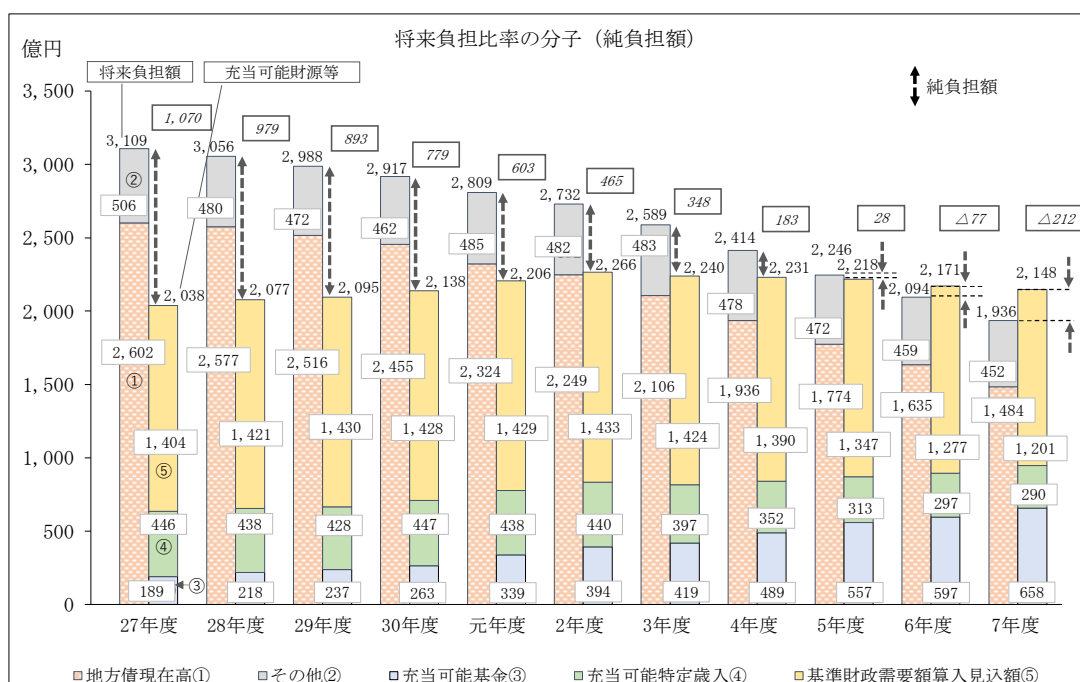
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政改革推進債等	860	1,164	530	66	－	－
そ の 他	1,750	3,600	988	719	1,450	3,167
計	2,610	4,764	1,518	785	1,450	3,167
財 源						
(減債基金)	－	1,251	－	－	－	－
(一般財源)	2,750	4,640	1,518	785	1,450	3,167

<参考> 充当可能財源等

(単位：百万円・%)

		令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増減 ②-①	増減率
充当可能基金	財政調整基金	13,144	13,655	15,656	2,001	14.7
	減債基金	15,474	16,552	17,075	523	3.2
	公共施設整備保全基金	15,051	16,510	19,466	2,956	17.9
	その他	12,076	12,992	13,558	566	4.4
	小計	55,745	59,709	65,755	6,046	10.1
充当可能特定歳入	都市計画税	17,102	15,659	14,599	△ 1,060	△ 6.8
	その他	14,247	14,054	14,389	335	2.4
	小計	31,349	29,713	28,988	△ 725	△ 2.4
基準財政需要額 算入見込額	臨時財政対策債償還費	84,334	77,403	70,535	△ 6,868	△ 8.9
	東日本大震災全国緊急 防災施策等債償還費	16,359	16,529	16,543	14	0.1
	公害防止事業債償還費	12,446	11,561	10,725	△ 836	△ 7.2
	その他	21,600	22,166	22,290	124	0.6
	小計	134,739	127,659	120,093	△ 7,566	△ 5.9
合 計		221,833	217,081	214,836	△ 2,245	△ 1.0

<参考> 平成27年度から令和7年度までの将来負担比率の分子及び分母の推移



注：その他②は、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等である。

(5) 資金不足比率について

令和7年度の法適用及び法非適用公営企業各会計の資金剰余（不足）額は次表のとおりで、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」で表示される。

各会計の資金剰余（不足）額

(単位：百万円・%)

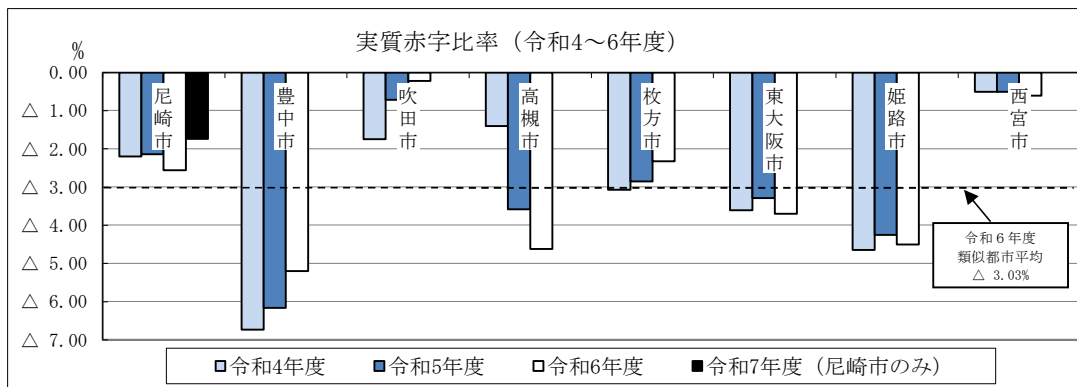
会 計 名	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率
水 道 事 業 会 計	9,151	8,657	－	8,802	8,620	－	9,254	8,657	－
工 業 用 水 道 事 業 会 計	8,625	1,402	－	8,999	1,436	－	8,468	1,446	－
下 水 道 事 業 会 計	18,947	9,876	－	19,877	9,769	－	19,764	9,756	－
モーターボート競走事業会計	11,253	60,647	－	10,969	74,122	－	9,312	64,584	－
地方卸売市場事業費会計	110	261	－	127	279	－	149	283	－

注：資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

3 類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況（令和4年度から6年度）

(1) 実質赤字比率

令和6年度で本市と類似都市の実質赤字比率を比較すると、本市の比率（△2.56％）は、8市中で4番目に高い（悪い）。（平均値：△3.03％）



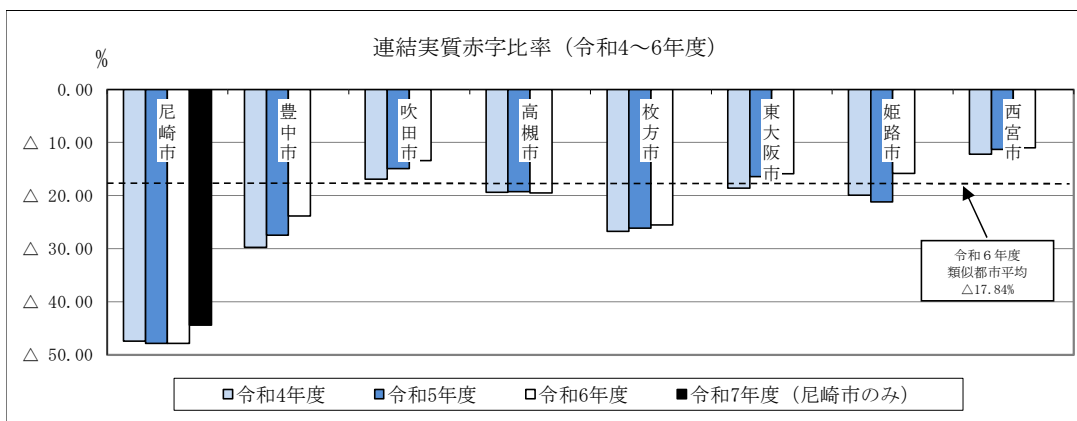
（単位：％）

年 度	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市
令 和 4 年 度	△ 2.20	△ 6.73	△ 1.75	△ 1.41	△ 3.07	△ 3.61	△ 4.65	△ 0.51
令 和 5 年 度	△ 2.15	△ 6.17	△ 0.72	△ 3.58	△ 2.85	△ 3.29	△ 4.25	△ 0.51
令 和 6 年 度	△ 2.56	△ 5.21	△ 0.22	△ 4.63	△ 2.33	△ 3.70	△ 4.51	△ 0.61
令 和 7 年 度	△ 1.74							

注：尼崎市については、令和7年度決算数値も表示している。（以下のグラフにおいても同じ。）

(2) 連結実質赤字比率

令和6年度で本市と類似都市の連結実質赤字比率を比較すると、本市の比率（△47.82％）は、8市中で最も低い（良い）。（平均値：△17.84％）

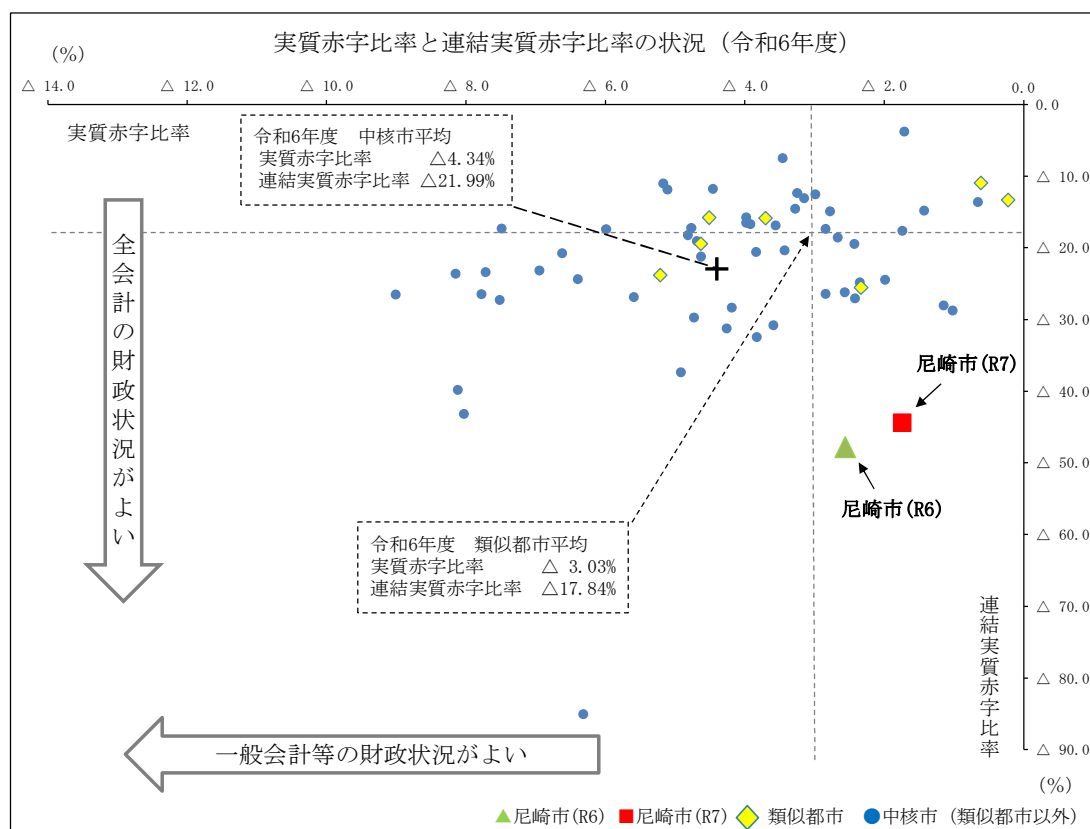


（単位：％）

年 度	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市
令和4年度	△ 47.40	△ 29.74	△ 16.92	△ 19.37	△ 26.77	△ 18.62	△ 19.92	△ 12.24
令和5年度	△ 47.83	△ 27.48	△ 14.87	△ 19.25	△ 26.12	△ 16.44	△ 21.16	△ 11.32
令和6年度	△ 47.82	△ 23.83	△ 13.37	△ 19.46	△ 25.54	△ 15.89	△ 15.80	△ 10.96
令和7年度	△ 44.42							

(3) 実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係

財政運営の状況をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市及び中核市と本市の数値（令和6年度）を図で表すと次のとおりとなる。



注：中核市平均は、尼崎市を除いて算出。

横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。両比率とも赤字額が生じていない場合マイナス（△）で表示され、マイナスの数値が大きいほど財政状況が良好な状態を表す。したがって左下にいくほど実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに標準財政規模に対する黒字の割合が大きい（良い）ことを示している。

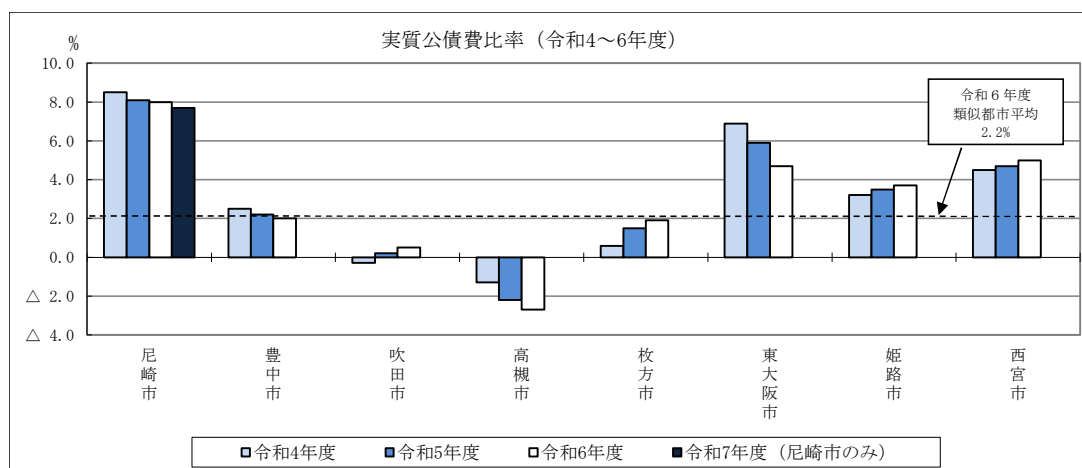
また、類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは一般会計等の実質赤字比率と公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが類似都市平均より高いことを示しており、財政状況に問題があることも考えられる。

本市は右下のゾーンに位置しており、類似都市平均よりも実質赤字比率が高く（悪く）、連結実質赤字比率が低い（良い）状況にある。また、連結実質赤字比率は類似都市に比べ、法適用公営企業会計の資金剰余の額が大きいことから、類似都市の中で最も低く（良く）、両比率とも令和7年度は6年度とほぼ同値である。

なお、類似都市平均は中核市平均と比べ実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに高い（悪い）。

(4) 実質公債費比率

令和6年度で本市と類似都市の実質公債費比率を比較すると、本市の比率(8.0%)は年々低下(改善)しているものの、8市の中で最も高い(悪い)。(類似都市平均: 2.2%)

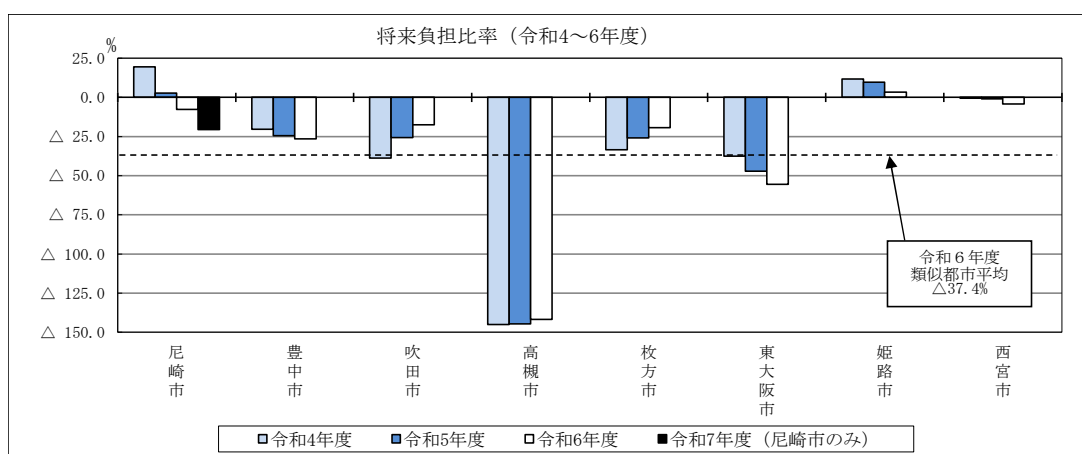


(単位: %)

年 度	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市
令和4年度	8.5	2.5	△ 0.3	△ 1.3	0.6	6.9	3.2	4.5
令和5年度	8.1	2.2	0.2	△ 2.2	1.5	5.9	3.5	4.7
令和6年度	8.0	2.0	0.5	△ 2.7	1.9	4.7	3.7	5.0
令和7年度	7.7							

(5) 将来負担比率

令和6年度で本市と類似都市の将来負担比率を比較すると、本市の比率(△7.7%)は年々低下(改善)しているものの、8市の中3番目に高い(悪い)。(類似都市平均: △37.4%)



(単位: %)

年 度	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市
令和4年度	19.5	△ 20.3	△ 38.8	△ 145.1	△ 33.5	△ 37.6	11.6	△ 0.6
令和5年度	2.8	△ 24.5	△ 25.8	△ 144.7	△ 25.9	△ 47.0	9.6	△ 1.0
令和6年度	△ 7.7	△ 26.6	△ 17.6	△ 141.8	△ 19.5	△ 55.5	3.3	△ 4.3
令和7年度	△ 20.7							

令和6年度における実質公債費比率の分子である一般会計等に係る元利償還金等から算入公債費等を引いた額（実質的な公債費負担額）を縦軸に、分母である標準財政規模から算入公債費等を除いた各市の財政規模を横軸にとると次図のとおりとなる。

算入公債費等を除いた財政規模に対する実質的な公債費負担額の状況（令和6年度）

令和6年度 類似都市平均
 実質的な公債費負担額 1,930,106千円
 標準財政規模から算入公債費等を
 除いた額 88,870,239千円

借入金返済額が大きい

財政規模が大きい

類似都市の近似線
 (本市を除く)

高槻市

枚方市

吹田市

豊中市

西宮市

東大阪市

姫路市

尼崎市 (R6)

尼崎市 (R7)

類似都市

△ 20

△ 40

600

700

800

900

1,000

1,100

1,200

(億円)

(億円)

+40

+37

(7) 将来負担比率における純負担額の状況

なお、標準財政規模補正とは財政の規模が異なる類似都市の数値を、標準財政規模を用いて本市の規模に補正することである。



	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	類似都市平均
純負担額（億円）	△ 77	△ 268	△ 181	△ 1,401	△ 190	△ 530	32	△ 44	△ 368
—— 充当可能財源等 将来負担額	103.7%	116.6%	111.6%	277.5%	109.3%	123.0%	98.6%	102.3%	120.7%
基準財政需要額算入見込額 —— 地方債の現在高	78.1%	104.9%	72.6%	246.4%	94.2%	108.0%	89.1%	82.0%	101.2%

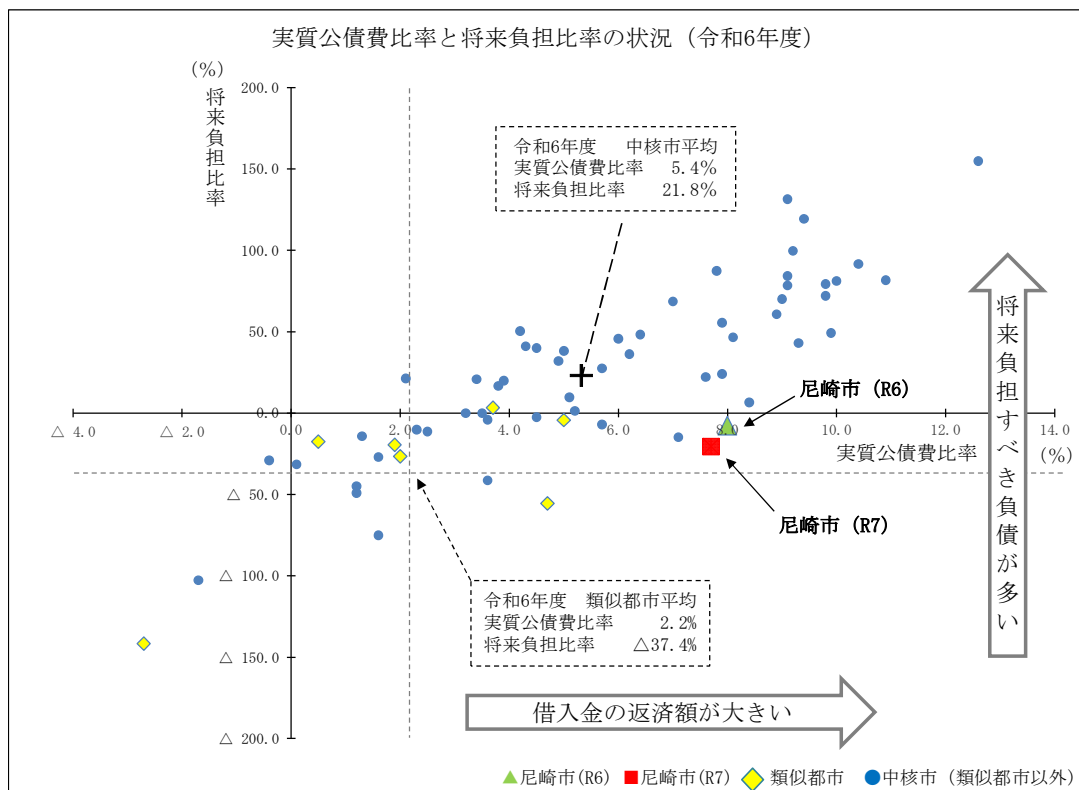
各市とも左側が将来負担額を、右側が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額は8市中3番目に多いが、対応する充当可能財源の多さは8市中5番目となっている。その結果、本市の純負担額は△77億円とマイナスではあるが、3番目に高い値となっている。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の比率は本市が103.7%、類似都市平均は120.7%で本市の方が低い、その要因は将来負担額である地方債の現在高の多さ（本市の地方債の現在高は1,635億円に対し、類似都市平均は1,179億円）に対し、充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある（本市の基準財政需要額算入見込額に対する地方債の現在高の比率が78.1%に対し、類似都市平均は101.2%）。

(8) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係及び類似都市比較

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である地方債（市債）については、元金償還が始まれば市債残高の減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、本市と類似都市における借入金の毎年度の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸にとると次図のとおりとなる。



注：中核市平均は、尼崎市を除いて算出。

本市は、類似都市の令和6年度の平均値の右上に位置しており、類似都市平均と比べて借入金の返済額、将来負担すべき負債とも大きく、とりわけ、借入金の返済額については、類似都市平均に近づきつつあるものの、その格差は依然として大きい。

4 総 括

(1) 今回の算定結果について

令和7年度の健全化判断比率、資金不足比率はいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。本市の財政状況は着実に改善しており、実質公債費比率、将来負担比率ともに低下（改善）し続けているものの、実質公債費比率は類似都市と比べ、市債残高が高いことを主因として高い（悪い）状況が続いている。

(2) 令和7年度の状況

一般会計等の実質収支額は19億70百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。これは当初予算より普通交付税が20億円上振れしたことなどによるものである。また、収支剰余が見込まれたことから借換予定であった市債のうち32億円について早期償還を行っている。

連結実質収支額は502億22百万円で、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。これは法適用公営企業4会計（水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業）の資金剰余额合計が467億98百万円となったことなどによるものである。また、前年度と比べると22億5百万円減となったが、これは、介護保険事業費会計の実質収支額が3億26百万円増となったものの、法適用公営企業4会計の資金剰余额合計がモーターボート競走事業会計で16億57百万円減となったことなどにより18億49百万円減となったことなどによる。

実質公債費比率（3か年平均）は平成29年度以降低下（改善）し続けており、令和7年度は4年度に比べ標準財政規模の増や市債の元利償還金が減となったことなどから前年度の8.0%から7.7%に低下（改善）した。また、単年度でみると令和7年度は7.4%で、前年度と同等である。なお、令和6年度決算で類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、類似都市平均と5.8ポイントの格差がある。

将来負担比率は市債発行額のコントロールや積極的な早期償還の実施などにより将来負担額は減少し、また公共施設整備保全基金などの基金へモーターボート競走事業等からの収益事業収入37億円を積立てたことなどにより充当可能基金が増となったことなどから△20.7%と、前年度から13.0ポイント低下（改善）した。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は市債発行額のコントロールや収支剰余等を活用した積極的な早期償還等により市債残高の削減を進めた結果、着実に改善し、実質公債費比率は平成 28 年度（13.9%）をピークに低下（改善）し続け、令和 7 年度は 7.7%と前年度から 0.3 ポイント低下（改善）している。

しかしながら、類似都市と比べると未だ最も高く、また将来負担比率は健全化判断比率の算定開始年度の平成 19 年度（217.2%）以降、低下（改善）し続け、令和 7 年度は△20.7%となったが、市債残高は依然として類似他都市と比べると高い状況が続いている。

このように実質公債費比率、将来負担比率は着実に改善してきているものの、実質公債費率は類似都市と比べ未だ格差があり、また将来負担となる市債残高も依然として高い状況が続いている。今後予定している大規模投資や尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づく取組などの投資的事業については、社会経済環境の変化を的確に反映した将来見通しの下、将来負担を見据えて着実に進めるとともに、公債費を適切にコントロールするなど、健全で持続可能な財政運営に努める必要がある。

＜参 考 資 料＞

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・％・ポイント)

会 計 名	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②-①
一 般 会 計	2,310,297	2,814,107	1,969,431	△ 844,676
育 英 事 業 費 会 計	—	—	—	—
公共用地先行取得事業費会計	912	1,211	—	△ 1,211
公害病認定患者救済事業費会計	1,200	109	100	△ 9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 3,580	△ 6,326	△ 18,571	△ 12,245
一般会計等実質収支額	2,308,829	2,809,101	1,969,561	△ 839,540
標準財政規模	107,016,234	109,613,015	113,040,750	3,427,735
実 質 赤 字 比 率	— (△ 2.15)	— (△ 2.56)	— (△ 1.74)	— 0.82

注：一般会計等の相互間の重複額を控除した実質収支額を計上している。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円・％・ポイント）

会 計 名		令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②-①	
一 般 会 計 等		2,308,829	2,809,101	1,969,531	△ 839,570	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計	34,088	62,417	194,567	132,150	
	介 護 保 険 事 業 費 会 計	551,603	598,822	924,882	326,060	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	209,243	182,936	186,266	3,330	
実 質 収 支 額 A		3,103,763	3,653,276	3,275,246	△ 378,030	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水 道 事 業 会 計	9,150,849	8,801,904	9,254,049	452,145
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	8,625,441	8,999,467	8,467,956	△ 531,511
		下 水 道 事 業 会 計	18,947,499	19,876,706	19,764,026	△ 112,680
		モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 会 計	11,253,189	10,968,537	9,311,939	△ 1,656,598
	法非適用企業	地 方 卸 売 市 場 事 業 費 会 計	109,914	127,497	148,842	21,345
資 金 剰 余 額 B		48,086,892	48,774,111	46,946,812	△ 1,827,299	
連 結 実 質 収 支 A + B		51,190,655	52,427,387	50,222,058	△ 2,205,329	
標 準 財 政 規 模 C		107,016,234	109,613,015	113,040,705	3,427,690	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (A + B) / C × 1 0 0		— (△ 47.83)	— (△ 47.82)	— (△ 44.42)	— 3.40	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

○ 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

○ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

（単位：千円・％）

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②-①
地方債の元利償還金 A	22,379,595	22,478,566	21,440,541	20,874,869	△ 565,672
準元利償還金 B	2,864,216	2,400,295	2,204,702	2,064,636	△ 140,066
満期一括償還地方債の年度割相当額	-	-	1,667	1,667	0
公営企業債の償還に対する繰出金	2,622,079	2,190,570	2,028,742	1,948,220	△ 80,522
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	11,854	935	777	739	△ 38
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	230,217	208,674	173,516	114,010	△ 59,506
一時借入金の利子	66	116	-	-	-
特定財源 C	6,038,026	5,681,828	5,623,915	4,871,162	△ 752,753
算入公債費等 D	11,542,190	10,911,220	10,706,500	10,530,952	△ 175,548
標準財政規模 E	104,976,508	107,016,234	109,613,015	113,040,705	3,427,690
A + B	25,243,811	24,878,861	23,645,243	22,939,505	△ 705,738
C + D	17,580,216	16,593,048	16,330,415	15,402,114	△ 928,301
(A + B) - (C + D)	7,663,595	8,285,813	7,314,828	7,537,391	222,563
E - D	93,434,318	96,105,014	98,906,515	102,509,753	3,603,238
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	8.2	8.6	7.4	7.4	0.0
実質公債費比率（3か年平均）		8.0	7.7		△ 0.3

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

○ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

○ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

（単位：千円・％・ポイント）

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
将 来 負 担 額 A	241,404,135	224,603,405	209,406,545	193,605,172	△ 15,801,373
地方債の現在高	193,639,193	177,387,940	163,478,147	148,443,447	△ 15,034,700
債務負担行為に基づく支出予定額	1,179,117	885,391	627,690	478,178	△ 149,512
公営企業債等繰入見込額	27,678,474	26,874,832	25,965,547	24,720,424	△ 1,245,123
組合負担等見込額	11,427	10,038	9,320	8,629	△ 691
退職手当負担見込額	18,724,837	19,284,918	18,998,573	19,648,686	650,113
設立法人の負債額等負担見込額	171,087	160,286	327,268	305,808	△ 21,460
充 当 可 能 財 源 等 B	223,120,251	221,833,399	217,081,085	214,836,458	△ 2,244,627
充当可能基金	48,922,275	55,745,182	59,709,245	65,755,497	6,046,252
充当可能特定歳入	35,157,001	31,348,783	29,713,187	28,987,835	△ 725,352
基準財政需要額算入見込額	139,040,975	134,739,434	127,658,653	120,093,126	△ 7,565,527
A－B	18,283,884	2,770,006	△ 7,674,540	△ 21,231,286	△ 13,556,746
標 準 財 政 規 模 C	104,976,508	107,016,234	109,613,015	113,040,705	3,427,690
算 入 公 債 費 等 D	11,542,190	10,911,220	10,706,500	10,530,952	△ 175,548
C－D	93,434,318	96,105,014	98,906,515	102,509,753	3,603,238
将 来 負 担 比 率 (A－B)／(C－D)×100	19.5	2.8	△ 7.7	△ 20.7	△ 13.0

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分			令和4年度	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
一般会計	普通債	教 育	31,078,888	27,434,095	25,396,665	21,755,184	△ 3,641,481
		土 木	28,938,636	25,824,742	23,126,375	20,872,506	△ 2,253,869
		市 営 住 宅	14,522,665	14,112,901	13,961,026	15,359,287	1,398,261
		その他の普通債	31,395,810	29,361,030	28,427,928	26,572,202	△ 1,855,726
		小 計	105,935,999	96,732,768	90,911,994	84,559,179	△ 6,352,815
	災 害 復 旧 債		295,222	252,038	208,850	166,900	△ 41,950
	その他	臨 時 財 政 対 策 債	84,715,034	78,194,713	70,875,488	63,558,197	△ 7,317,291
		その他減収補てん債等	2,559,393	2,074,878	1,342,618	19,974	△ 1,322,644
		小 計	87,274,428	80,269,591	72,218,106	63,578,171	△ 8,639,935
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		133,544	133,544	139,197	139,197	0
合 計		193,639,192	177,387,940	163,478,146	148,443,447	△ 15,034,699	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
水 道 事 業 会 計	337,513	347,958	340,878	11,125	△ 329,753
下 水 道 事 業 会 計	27,340,961	26,526,874	25,624,669	24,709,299	△ 915,370
合 計	27,678,474	26,874,832	25,965,547	24,720,424	△ 1,245,123

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
阪 神 福 祉 事 業 団	171,087	160,286	327,268	305,808	△ 21,460

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等)＋算入地方債の
現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
- ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
 - ・ 控 除 財 源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）

- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

水道事業会計

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
流 動 負 債	2,659,812	2,292,804	2,745,719	452,915
控 除 企 業 債 等	944,152	928,881	884,338	△ 44,543
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	10,866,509	10,165,827	11,115,430	949,603
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	9,150,849	8,801,904	9,254,049	452,145
事 業 の 規 模	8,656,546	8,619,742	8,657,353	37,611
資 金 不 足 比 率	— (△ 105.7)	— (△ 102.1)	— (△ 106.9)	— (△ 4.8)

工業用水道事業会計

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
流 動 負 債	380,505	267,988	762,272	494,284
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	9,005,946	9,267,455	9,230,228	△ 37,227
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	8,625,441	8,999,467	8,467,956	△ 531,511
事 業 の 規 模	1,401,705	1,435,578	1,446,375	10,797
資 金 不 足 比 率	— (△ 615.3)	— (△ 626.8)	— (△ 585.4)	— 41.4

下水道事業会計

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
流 動 負 債	4,724,920	4,816,457	4,183,358	△ 633,099
控 除 企 業 債 等	1,703,104	1,632,970	2,033,408	400,438
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	21,969,315	23,060,193	21,913,976	△ 1,146,217
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	18,947,499	19,876,706	19,764,026	△ 112,680
事 業 の 規 模	9,875,538	9,769,047	9,756,306	△ 12,741
資 金 不 足 比 率	— (△ 191.8)	— (△ 203.4)	— (△ 202.5)	— 0.9

モーターボート競走事業会計

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②－①
流 動 負 債	2,206,493	3,333,292	3,604,933	271,641
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	13,459,682	14,301,829	12,916,872	△ 1,384,957
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	11,253,189	10,968,537	9,311,939	△ 1,656,598
事 業 の 規 模	60,646,742	74,121,953	64,583,896	△ 9,538,057
資 金 不 足 比 率	— (△ 18.5)	— (△ 14.7)	— (△ 14.3)	— 0.4

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 $=$ 歳出額 $+$ 算入地方債の現在高 $-$ (歳入額 $-$ 翌年度に繰り越すべき財源) $-$ (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 $=$ 営業収益に相当する収入の額 $-$ 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	増 減 ②-①
歳 出 額	316,539	297,037	297,986	949
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	426,453	424,534	446,828	22,294
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資金の剰余額	109,914	127,497	148,842	21,345
事業の規模	261,159	279,385	283,126	3,741
資金不足比率	— (△ 42.1)	— (△ 45.6)	— (△ 52.6)	— (△ 6.9)

2 類似都市の財政指標等

(1) 財政指標等（令和6年度決算数値）

（単位：人・km²・％・百万円）

区 分		尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市
人 口 （ 2 年 国 勢 調 査 ）		459,593	401,558	385,567	352,698	397,289	493,940	530,495	485,587
面 積		50.70	36.39	36.09	105.29	65.12	61.78	534.56	99.95
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	△ 2.56	△ 5.21	△ 0.22	△ 4.63	△ 2.33	△ 3.70	△ 4.51	△ 0.61
	連 結 実 質 赤 字 比 率	△ 47.82	△ 23.83	△ 13.37	△ 19.46	△ 25.54	△ 15.89	△ 15.80	△ 10.96
	実 質 公 債 費 比 率	8.0	2.0	0.5	△ 2.7	1.9	4.7	3.7	5.0
	将 来 負 担 比 率	△ 7.7	△ 26.6	△ 17.6	△ 141.8	△ 19.5	△ 55.5	3.3	△ 4.3
財 政 力 指 数		0.81	0.85	0.95	0.75	0.75	0.73	0.85	0.93
経 常 収 支 比 率		96.1	95.6	101.0	91.3	98.9	95.2	88.1	96.7
一 般 会 計 等 歳 出 総 額		236,476	192,121	177,941	142,756	164,457	229,751	245,982	204,344
標 準 財 政 規 模		109,613	94,540	83,825	76,008	84,671	118,178	128,469	106,366
地 方 税 収 入		84,538	72,705	71,780	51,793	57,740	79,435	101,746	91,551
地 方 交 付 税 収 入		18,411	13,054	4,039	17,087	18,998	28,358	17,724	8,330
地 方 債 収 入		8,442	8,524	15,275	3,381	9,175	9,025	11,275	9,231
うち臨時財政対策債		-	896	300	-	743	1,328	1,110	676
人 件 費		31,743	30,648	29,192	22,603	21,888	29,636	38,210	38,529
扶 助 費		92,316	65,909	55,822	49,247	58,652	89,994	69,424	68,476
公 債 費		22,962	9,060	6,518	6,806	11,567	17,660	20,198	13,980
うち元金償還額		22,368	8,800	6,137	6,734	11,169	17,214	19,402	13,469
投 資 的 経 費		20,045	15,975	24,834	10,919	13,657	14,530	35,690	18,356
うち単独事業		10,592	11,769	18,530	5,106	5,070	8,997	17,232	10,706
一般会計等地方債現在高		163,478	88,010	84,438	33,822	111,801	155,356	174,605	122,741
標準財政規模で規模補正した地方債現在高		163,478	102,042	110,416	48,775	144,734	144,096	148,977	126,488
充 当 可 能 基 金		59,709	38,585	41,944	52,219	40,131	57,337	72,867	41,549
一 般 職 員 等		2,904	2,516	2,594	2,073	2,062	2,800	3,734	3,254

注1：総務省ホームページ、決算カードにより作成した。

2：一般職員等の数は、総務省の令和6年度財政状況資料集により作成した。

(2) 将来負担額等（令和6年度決算数値）

(単位：％・百万円)

都 市 名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充 当 可 能 財 源 等	純 負 担 額
尼 崎 市	△ 7.7	109,613	209,407	217,081	△ 7,675
豊 中 市	△ 26.6	94,540	139,014	162,151	△ 23,137
吹 田 市	△ 17.6	83,825	120,003	133,813	△ 13,810
高 槻 市	△ 141.8	76,008	54,709	151,840	△ 97,131
枚 方 市	△ 19.5	84,671	156,936	171,646	△ 14,710
東 大 阪 市	△ 55.5	118,178	248,622	305,777	△ 57,155
姫 路 市	3.3	128,469	268,103	264,358	3,745
西 宮 市	△ 4.3	106,366	181,579	185,823	△ 4,244

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均との比較）

(単位：％・百万円)

項 目	年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (尼崎市のみ)
実 質 赤 字 比 率	尼 崎 市	△ 2.20	△ 2.15	△ 2.56	△ 1.74
	類 似 都 市	△ 3.10	△ 3.05	△ 3.03	
一般会計等実質収支額	尼 崎 市	2,315	2,309	2,809	1,970
	類 似 都 市	3,262	3,282	3,328	
連結実質赤字比率	尼 崎 市	△ 47.40	△ 47.83	△ 47.82	△ 44.42
	類 似 都 市	△ 20.51	△ 19.52	△ 17.84	
連結実質収支額・ 資金剰余額	尼 崎 市	49,765	51,191	52,427	50,222
	類 似 都 市	21,537	20,895	19,556	
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	尼 崎 市	8.5	8.1	8.0	7.7
	類 似 都 市	2.3	2.3	2.2	
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	尼 崎 市	8.2	8.6	7.4	7.4
	類 似 都 市	2.3	2.4	1.8	
元 利 償 還 金 の 額 (特定財源控除後)	尼 崎 市	16,342	16,797	15,817	16,004
	類 似 都 市	9,690	9,443	8,416	
算入公債費等の額	尼 崎 市	11,542	10,911	10,707	10,531
	類 似 都 市	11,661	11,331	10,850	
将 来 負 担 比 率	尼 崎 市	19.5	2.8	△ 7.7	△ 20.7
	類 似 都 市	△ 37.8	△ 37.1	△ 37.4	
将 来 負 担 額	尼 崎 市	241,404	224,603	209,407	193,605
	類 似 都 市	186,198	181,610	178,091	
一般会計等地方債残高	尼 崎 市	193,639	177,388	163,478	148,443
	類 似 都 市	124,890	120,739	117,933	
充 当 可 能 財 源 等	尼 崎 市	223,120	221,833	217,081	214,836
	類 似 都 市	221,586	217,108	214,976	
充 当 可 能 基 金	尼 崎 市	48,922	55,745	59,709	65,755
	類 似 都 市	49,853	51,096	55,002	
標 準 財 政 規 模	尼 崎 市	104,977	107,016	109,613	113,041
	類 似 都 市	94,469	96,115	98,865	

注：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

